

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和5年7月4日（火） 15時00分～16時04分

2. 出席者

【顧問】

川路部会長、阿部顧問、岩田顧問、小島顧問、近藤顧問、斎藤顧問、中村顧問、
平口顧問、水鳥顧問

【経済産業省】

一ノ宮環境審査担当補佐、野田環境審査担当補佐、須之内環境審査専門職
伊藤環境審査係、森江環境影響評価係、福田環境審査係

3. 議 題

（1）環境影響評価方法書の審査について

①株式会社ユーラスエナジーホールディングス （仮称）垂水風力発電事業
方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、鹿児島県知事意見の説明

（2）環境影響評価準備書の審査について

①株式会社ウィンド・パワー・エナジー 鹿島港洋上風力発電事業
準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、茨城県知事意見、環境大臣意見の説明

4. 議事概要

（1）開会の辞

（2）環境影響評価方法書の審査について

①株式会社ユーラスエナジーホールディングス「（仮称）垂水風力発電事業」
方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、鹿児島県知事意見について、
質疑応答を行った。

（3）環境影響評価準備書の審査について

①株式会社ウィンド・パワー・エナジー「鹿島港洋上風力発電事業」
準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、茨城県知事意見、環境大臣意見について、質疑応答を行った。

（4）閉会の辞

5. 質疑応答

(1) 株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 垂水風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、鹿児島県知事意見＞

○顧問 本日1件目、株式会社ユーラスエナジーホールディングスによる(仮称)垂水風力発電事業環境影響評価方法書についてです。方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、鹿児島県知事意見が届いていると思います。顧問の先生方から御意見、御質問、コメント等ございましたら、挙手でお知らせください。大気質関係の先生、お願いいたします。

○顧問 補足説明資料について幾つか確認したいことがありますけれども、まず、補足説明資料の9番をお願いします。ここで2番目の方なのですが、大型資材の輸送がどこから始まって、どういうルートを通るのでしょうかということをきちんと書いてくださいということで、少なくとも港の名前とかは書いておいてもらいたいということなのです。1つ確認したいのは、方法書の15ページに風力発電機等の輸送経路という図があります。その中で、下の方を見ますと、既存道路における風力発電機等の輸送経路AからDと4つあると書いてあるのですが、そのうちの2番目の緑色の経路は本当に輸送経路なのでしょうか。そこのところを確認させてください。

○事業者 ユーラスエナジーからお答えいたします。結論としては、輸送路の候補の1つとして考えております。こちら、サイトの左上の尾根部に続く道路と理解しておりますが、こちらは既存道路として乗用車が普通に通行できるような道路が既に通っております。一方で、一部カーブであったり、そういったところもございますので、そういったところは拡幅が必要になるという見込みではあるのですが、少なくとも現時点で選択肢から外すような状況にはございませんので、輸送路の候補として入れているという状況でございます。

○顧問 ただ、この図で見ますと、緑色の線にはE78というラベルが張ってあって、志布志の北の方からちょっと西の方に走って、そのまま北の方に行って、鹿児島の方に行くルートのように見えるのですが、これではないのですか。

○事業者 申し訳ございません。こちら緑でお示ししているのが、この図で言うところの左上の海潟麓線という形で書いてあるのを御覧いただけますでしょうか。左側です。桜島のすぐ横。

○顧問 それでは。黒にしか見えない。

○事業者　そこが緑色のルートであって、今お話しいただいたE78というのは高速道路に該当するかと思いますので、そちらは輸送路ではございません。色がややこしくなっていてしまって申し訳ございません。

○顧問　分かりました。準備書のときにはその辺きちんと記載してくださるようお願いします。

○事業者　承知いたしました。

○顧問　それから、補足説明資料の20番なのですが、その下の18ページの図を出していただけますでしょうか。これで埋蔵文化財と対象事業実施区域が重なっている道路のところなのですけれども、ここについて文化財保護担当の役所からは何かコメントをもらっていますでしょうか。

○事業者　そちらについては現時点で垂水市役所が該当されるかと理解しておりますが、そちらからは現時点でコメントはいただいております。繰り返しとなりますが、既存道が通っているというところですので、拡幅がない以上は、特にそこは協議の必要はなしと考えております。一方で、こちら、一部拡幅が必要となった際には、こういった文化財になっていて、その拡幅というのがそもそも検討の俎上に載るのかといったところから、改めて自治体中心に協議をさせていただきたいと思っております。

○顧問　協議の方がもし必要であれば、よろしく申し上げます。

○事業者　承知いたしました。

○顧問　それから、補足説明資料の22番です。ここで環境基準のことについて指摘しているのですが、環境基準に適合しているというのは、通常は長期的評価、短期的評価があったら、両方を達成していないと環境基準を達成と言わないのではないのでしょうか。私はそう思っていたのですけれども、そうではないのでしょうか。

○事業者　いであです。基本的には短期的評価として達成で長期的評価として未達成というような表現は今も使っている状況でございます。

○顧問　ただ、方法書には環境基準に適合していると書いてあったわけですね。そういう記載はまずいのではないかと思います。

○事業者　それで、回答といたしまして、確かに誤解を招く表現でございましたので、準備書では長期的評価と短期的評価というような表現で表記させていただきたいと考えております。

○顧問　では、ほかの先生方。ございませんか。海岸関係の先生、どうぞ。

○顧問 私から幾つか事前にコメントを提出していたのですが、ちょっと手違いで、この補足説明資料の中には載っていないようですので、特にほかの顧問の先生から指摘がなかった２点についてちょっと確認をさせてください。

簡単な文言の問題です。方法書の36ページ、出ますでしょうか。ここに水質の環境基準、上の方の表では湖沼、それから下の方では海域になっております。海域の方を見ていただきますと、２段目に溶存酸素量の基準と測定値が書いてありまして、環境基準が7.5mg/L以下になっているのですけれども、環境基準は7.5mg/L以上の誤りだろうと思いますので、修正をお願いしたいと思います。なお、上の表については7.5mg/L以上と書いてあるので、単純な記載ミスだと思います。まずこの１点。これはよろしいでしょうか。

○事業者 誤記につきましては、準備書でしっかりと修正させていただきます。

○顧問 同じような語句の修正がもう一点ありまして、335ページ。ここで、上の方の環境影響評価項目の選定理由が書かれているのですけれども、「その他の環境 地形及び地質」のところで、理由として、「建設機械の稼働に伴い、騒音の影響が生じる可能性があることから選定する」とあります。これは騒音の項目の誤記だろうと思いますので、恐らく地形の改変に伴って、地形そのものに影響を及ぼす可能性があるから選定するというような形の文言になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事業者 御認識のとおり、地形改変についての記載になりますので、こちらも修正させていただきます。

○顧問 ほかに挙げていた点につきましては、ほかの顧問の先生の御指摘と対応で十分修正いただいていると思いますので、私からは以上で結構です。

○顧問 前もって御質問を出されていたという話ですが、事務局の方で、ちょっと後で確認していただけますか。よろしいですか。

○経済産業省 すみません、せっかく先生にいただいていたのが漏れていたようでございまして、改めておわび申し上げます。一応確認させていただきますので、それで事業者の方と確認は取らせていただきます。

○顧問 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○顧問 では、ほかに先生方。

ちょっと私から２点、細かいことなのですが、360ページをお願いできますか。上の方の文献その他の資料調査のところで、なお、既設風力発電機位置におけるコウモリ類及び鳥類の死骸調査については、他事業で実施された調査結果を活用すると書いています

けれども、これは既に近くの隣接したユーラスのところでやっておられたということで
すか。

○事業者 本事業に当たる垂水風力の北側に位置している輝北という案件がございまして、そちらで今、更新の評価書のお手続いただいたところではあるのですが、そちらで更新をする前の事後調査の実施をしておりますので、必要に応じてそちらの結果だとかも活用しようというような意図で、こちら記載させていただいております。

○顧問 分かりました。他事業というか、その事業名を書いていた方がよかったかなという感じがしました。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

○顧問 準備書にはその内容まで出るわけですね。

○事業者 必要に応じて参考にしようと思っているところで記載いたしました。準備書では適切な表記に変えていきたいと思います。

○顧問 それから、362ページをお願いします。鳥類のポイントセンサス法が書いてあるのですけれども、テリトリーマッピング法を春の渡り期、4月から5月に行うと書かれています。テリトリーマッピングを渡り期に行っても意味がないと思うのですけれども、この辺のところ、テリトリーマッピングは繁殖期に行う方法だということで、ちょっと書き方を変えた方がいいかという感じはしましたが、いかがでしょうか。

○事業者 いであからお願いします。

○事業者 テリトリーマッピングについては、おっしゃるとおり繁殖の鳥類を押さえるために行いますが、春の渡り期については、留鳥として周年生息する鳥の繁殖期にも当たりますので、そちらでも実施したいということで、春の渡り期にも実施するというところで記載してございます。

○顧問 なるほど、そういうことですか。できれば繁殖期と書いて、5月、6月。南九州だから4月もあるかな。5月、6月とされた方がいいかなと感じたのです。渡り期というのが引っかかってしまったものですから。留鳥を対象とするというのであればそれでもいいかもしれません。分かりました。それはそれで結構です。

私からはそれぐらいですけれども、ほかに。生物関係の先生、どうぞ。

○顧問 方法書の117ページを開いていただけますでしょうか。事前にほかの先生からも重要な特定植物群落があるのではということでコメントがあったかと思います。ちょっと確認ですけれども、このススキ草原のところは風力発電機の設置想定区域にはなっ

いないのですが、ここは恐らく輸送ルートだと思います。ここの改変というのはあるのでしょうか。それとも既設の道路を活用するのでしょうか。

○事業者　結論としては既設の道路を利用するという形で考えております。一面ススキの分布となっているのですが、既に既設の風車があり、それに合わせて道路も通っております。そこを利用するという形です。

あと、1点補足になるのですが、この北側のススキの箇所については、既に他社の太陽光発電所がパネルを設置しておられるという関係で、そもそも分布としては相当限られてくるという状況ではございます。なので、いずれにしても、輸送のためにこちらのススキの箇所を改変ですとか伐採するということは考えておりません。

○顧問　本事業では改変はないということですね。了解いたしました。

それから、2つ前、この115ページを開いていただけますか。ここの改変区域の中に、鹿児島大学演習林内のタイミンチク群落というのが対象事業実施区域の中に入っているのですが、ここは演習林と対象事業実施区域が重なっているのでしょうか。

○事業者　御理解のとおり、こちら、演習林内かつ対象事業実施区域内という形になっております。

○顧問　その演習林の範囲というのはどこか図面はございますか。

○事業者　公開資料でマスキングをさせていただいている箇所になっておりまして、先生方には多分、お手元とか、ちょっと分からないのですが、共有されているかと思っております。ページとしては7ページになります。

○顧問　ちょっと確認させてください。7ページは衛星画像というのになっているのですが。

○事業者　補足説明資料の方です。

○顧問　結構演習林の中に食い込んでいるような感じになっているんですね。

○事業者　はい。

○顧問　この辺りは演習林とは調整できているのですか。

○事業者　結論から言うと、お話はしているのですが、土地を貸していただけるかどうかというのは現時点では決まっていない状況です。一方で、大学としても、風力発電事業に対して、その意義というところについては一定程度御理解をいただいていると考えております。ですので、今後現地調査等を行って、レイアウト等、こちらで案をお示しした上で、大学にメリット、デメリット等を踏まえて、最終的に土地の貸借を御判断

いただくという形になります。

○顧問 その辺りは準備書を出されるまでの間に十分調整して、こういった形できちんと合意が取れていますということは、やはり準備書の中でお示しいただいた方がいいかと思いますので、それまでにきちんとその辺りは整理しておいていただきたいと思います。

○事業者 準備書を出すまでには少なくとも方向性の合意というところまでは必要かと思いますので、そういったところを含めて、引き続き協議を進めてまいります。

○顧問 ほか、先生方、何かございませんか。特にないようですので、これで1件目の質疑応答を終了したいと思います。事務局、お願いします。

○経済産業省 これにて1件目の（仮称）垂水風力発電事業環境影響評価方法書の審査を終了したいと思います。

（２）株式会社ウィンド・パワー・エナジー「鹿島港洋上風力発電事業」

＜準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、茨城県知事意見、環境大臣意見＞

○顧問 では、本日2件目、株式会社ウィンド・パワー・エナジーによる鹿島港洋上風力発電事業環境影響評価準備書についてです。準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、それから県知事意見と環境大臣意見があったかと思います。こちらに対して顧問の先生方から御意見、コメント、御質問等ございましたら、どなたからでも結構ですので、挙手でお知らせ願います。水関係の先生、お願いします。

○顧問 補足説明資料の31、32番辺りを出していただけますでしょうか。まず、今から水の濁りの予測、評価についてお聞きしますが、本件の水の濁りの評価については、数値モデルを使い、現地観測の分析もしっかりやられ、全般的に丁寧に評価されており、真摯に検討していただいていると感じています。これは全般的な感想です。それを踏まえて31、32番のところで濁りの拡散範囲について質問させていただいているわけですが、少し補足的にコメントをしたいと思います。

この事業の対象海域も含めて、日本の周辺の外洋海域というのは一般的には海流などの恒流が主たる流れの成分で、見かけ上はこの地点で示されていますような日周期成分が見られますが、流れのエネルギー的には圧倒的に海流などの恒流成分が卓越している、そういう流れの特性があると思います。それを踏まえて、ここで評価していただいている水の濁りの拡散について、特に夏の場合、恒流が南側に流れているので、濁りの拡散

もやはりこちらの恒流の卓越方向に広がるケースが実際に多くなっているのではないかという気がします。32番の事業者の御回答の中には、流速が遅い、滞留しやすい条件で予測したという答えです。確かにこういった流れの遅い、滞留しやすい条件で評価することも大事だと思うのですが、やはり移流効果によって濃度は高くないかもしれませんが、低濃度域の拡散域がどちらの方向に広がっていくかという点も重要な観点と思っています。結果的に拡散範囲はそんなに大きく変わらない可能性もありますが、せっかくこれだけ丁寧なシミュレーションをしていただいているわけですから、是非、満潮時開始だけではなくて、干潮時に開始した場合の、潮時条件が違う場合の濁りの拡散予測についても検討していただき、評価書の段階では併せて示していただければと思います。これについて事業者の方、どのようにお考えでしょうか。

○事業者　イー・アンド・イー ソリューションズです。補足説明資料の32番で回答したとおり、こちらについては、アセスという観点からすると、やはり濃い濃度が滞留することが一番生物に対してのインパクトと我々考えまして、その影響が一番大きな時間帯を予測の時間として設定させていただきました。ただ、おっしゃるとおり、干潮、満潮で流れが異なっているということもございますので、こちらについては予測を行って、図示する、又はしっかりそれについて考察を述べるといったことを評価書で対応させていただきたいと思います。

○顧問　確かに濃い濃度のところというのは非常に重要なところだと思うのですが、基本的には2 ppm以上の拡散範囲がどのように広がっていくかという観点が重要です。火力、原子力発電所の港湾工事の濁り予測をする場合、内湾のように潮時によって流向が変わる場合には、いくつかの潮時の条件で計算して包絡範囲を見るというのが一般的な方法のように思います。洋上風力のケースについて全く同じとは言えないかもしれませんが、そのような前例もありますので、御検討いただければと思います。

○事業者　洋上風力のみならず、港湾計画等の先行事例も確認した上で、評価書に示させていただきますと思います。

○顧問　ほかの水関係の先生、どうぞ。

○顧問　私からは事前に10個くらいの質問をさせていただきました。特に質問の中で多かったものは、今回、流況とか潮汐、あるいは漂砂量という数値モデルを使われた評価がなされているというのが特徴かと思いますが、その際の計算条件、境界条件であったり、初期条件であったり、あるいはパラメータの設定であったりといったようなものが

必ずしも十分記されていないということで質問をさせていただいたというのが結構多かったと思います。同様な質問はほかの顧問などからもなされているようで、やはり数値計算をされる以上、その前提条件である過程をしっかり書いていただきたいと思いました。というのが1点。これについては後でまた事業者のコメントを聞きたいと思います。

もう一つは、海水の状態方程式としてクヌーツセンの式を用いられていて、何となく違和感をずっと感じています。違和感というのは、今こういう式を使うのかというのが率直なところなのですけれども、結果として大きくは変わらないかもしれませんが、一般的なユネスコの式とかをどうして使われないのだろーと思います。これについては何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○事業者　　まず1つ目につきましては、承知いたしました。計算条件、初期設定ですとか境界条件の方を評価書で明示させていただきます。

続いて、2番目の御指摘につきましては、補足説明資料の46番、2Qの方で回答させていただきましたけれども、幾つか港湾計画資料の中でクヌーツセンの式を採用した事例がございます。こちらを参考にしながら今回の予測については実施させていただきました。ただ、洋上風力そのものというのと、なかなか先行事例がございませんので、国内の事例で多く使われているということもあります港湾計画の事例を活用させていただきました。

○顧問　　分かりました。先行事例があるというところはよく分かったのですが、クヌーツセンの式自身はかなり古いデータを基にしてつくられた式であり、なおかついろいろな問題があるとは言われているだけに、できればもう少し一般的な式を使われるのいいのではないかと思った次第です。または、ユネスコの式なども使ったような場合について検討していただければと思います。

○事業者　　承知いたしました。そのほかの事例についても検討させていただきます。

○顧問　　ほかの先生方、ございませんか。海岸関係の先生、どうぞ。

○顧問　　私からも今の顧問から御指摘になったような観点で、やはりシミュレーションモデルの前提条件になるような計算条件であったり、パラメータであったりということが欠けているという点について幾つか指摘をさせていただいて、全てお答えいただいているので、その点はそれで真摯に対応していただいて、大変結構かと思いました。こういった洋上の風力に対して、濁りの拡散予測というのは非常に重要な問題になると思い

ます。

1点だけ、些細な点ですけれども、補足説明資料の40番、64ページになりますが、出ますでしょうか。ちょっと私も半分勘違いをしていた点があるのですけれども、基礎式(1)の第2項 $\partial h / \partial x$ 。準備書の中では、私が記載したように $\partial h / \partial x$ と書いてあったのです。これは明らかに次元がほかの項と合わないので、よく考えてみると、ここに示された堀川先生の $\partial h / \partial t$ 。静水水深として h が定義されているので、そうかと思い直したのですが、準備書の823ページは ∂t ではなくて ∂x になっているので、これは t に直していただきたいと思います。今出ますでしょうか。 x の微分になってしまっているのですけれども、これを t の微分に修正してください。そこだけ追加でよろしくをお願いします。

○事業者 承知いたしました。評価書では適正に修正させていただきます。

○顧問 ほかにございませんか。生物関係の先生、どうぞ。

○顧問 準備書ですと1268ページになりますけれども、ほかの先生から事前質問もあったようなのですが、事後調査で鳥類の方です。一応フィールドスコープ等で飛翔高度、飛翔軌跡を確認、記録するという調査を行うということ自体は、回避行動を確認するというので、それなりの意義はあるかと思うのですけれども、本地域の予測で、ウミネコなど、そこそこの衝突率が推定されていて、数年間稼働していくうちに衝突する可能性というのは否定できないような状況にあると思いますので、何らかの陸上で行っているような死骸調査の代替になるような、実際に風車に衝突して死亡した個体を確認するような方法というのがないのかどうかというのをちょっと御検討いただきたいと思います。例えば、ここは洋上とはいっても、外洋でしたら難しいとは思いますが、港湾地区で、陸からもかなり近接したところにありますので、例えば洋上風力発電の見回りの際に死体が漂流していないか確認するとか、そういった何らかの方法を取れないかと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○事業者 承知いたしました。こちらについては、風車の点検等で風車にアクセスする機会がございますので、その際に風車周辺で衝突している個体がないか等を確認するということを検討いたします。

○顧問 恐らく海流はありますけれども、逆に陸上のように持ち去りのようなことは無いと思いますので、それなりの回数点検していただければ、ある程度大きい鳥ですので、そのときに発見できるのではないかと思うので、そこら辺りも志向して実施していただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 ほかにございませんか。魚類関係の先生、どうぞ。

○顧問 準備書の1044ページに魚類等遊泳動物の出現状況を示していただいているのですけれども、ここで主な出現魚種としてホシザメとアカエイということで、これは捕獲方法が底刺し網ということで、こういったものがメジャーになっているかと思うのですが、この海域ではこういう底生魚類以外の浮き魚みたいなものというのはあまり出現しないと考えてよろしいのでしょうか。

○事業者 この海域については、今回のアセスの前に、事前に自主アセスとして一度この海域の調査を実施しておりまして、その際にもやはり主要な魚類の確認種といったところがこのような底魚、ホシザメですとかアカエイといったところでしたので、今回も同様な手法ということで底曳き網の調査を実施いたしました。ただ、周辺の鹿島灘漁協ですとか、茨城県の水産研究所によりますと、イワシ等の浮き魚も確認されてございます。そのため、こちらの魚類等の遊泳動物の項ではないのですが、次の魚卵、稚仔魚の項でカタクチイワシを予測対象種として選定し予測はいたしました。

○顧問 分かりました。出現魚類だけ見ますと、底生魚類ということ、それから、生態系で考えると比較的上位のものだけがが多く出現しているというのにやや奇異な感じを受けたもので、特にこれは、例えば評価書に向けて御対応をお願いするとかそういうことではないのですけれども、恐らく今後洋上風力等の調査が行われていくに当たって、例えば底曳き網とか底刺し網だけであると、少しそういった魚類相の把握というのが偏るのかということもありまして、問題提起としてちょっとコメントさせていただきました。

○事業者 御意見ありがとうございます。

○顧問 ほかにございませんか。

では、私からちょっとお尋ねしたいのは、先ほどのウミネコに関してなのですが、準備書の987ページ出ますか。ウミネコの飛翔図ですけれども、これは陸上からの定点調査の結果なのですか。

○事業者 ウミネコにつきましては、当初、一般種ということで予測対象に含めていなかったということもございまして、こちらの飛翔軌跡については船舶調査の確認された軌跡になります。

○顧問 例えば事後調査で事前調査と比較すると書いておられましたけれども、事後調査は陸上の定点調査からの結果ということでしたね。それとこれを比較するというこ

ですか。

○事業者　　そうなります。

○顧問　　もしそうであるとするならば、陸上の定点から風車の位置というのがどの程度ですか。確かに風車が立てば、ある程度の距離感は分かると思いますが、かなり遠いところで可能でしょうか。

○事業者　　こちらについては、一応、風車が立つことによって距離的なランドマークができますので、陸上からでも距離はある程度正確に、精度よく把握できるものと考えております。

○顧問　　もう一つちょっと気になるのは、衝突が起きるのが天候条件に左右されるのではないかと思うのですが、これは事後調査をするのは、比較的天候条件がいいとき、それから波が穏やかなときとか、そういうことを想定されていますね。

○事業者　　そうですね。ある程度視界が確保できるというのがまず条件になると思います。

○顧問　　天候が悪いときにどういう行動を起こすかとか、風車に対して衝突しやすいとか、そういう傾向が見られるか見られないか、分かるような方法というのは考えられませんか。

○事業者　　現状、視野が悪いときに対する調査というものが思いつかないところもございますので、それについては専門家ですとか、先行事例を確認した上で、調査の方を検討したいと思います。

○顧問　　例えば陸上から望遠カメラで各風車のところを録画できるようなというのはちょっと遠過ぎますか。

○事業者　　おっしゃるとおり、ここについては比較的離岸距離が近いということもございまして、望遠カメラによるモニタリング等も候補として検討したいと思います。

○顧問　　こういった事後調査を行うのは、私はすごくいいことだと思うし、すごく評価したいと思うので、是非そういった新しい観点からの方法でやっていただければ有り難いと思います。

○事業者　　ありがとうございます。

○顧問　　魚群関係の先生、どうぞ。先生、聞こえますか。音声がちよっと入らないようです。

先生からチャットです。「底生生物への影響はないとの回答でしたが、海外文献では、

ホタテガイ幼生への奇形、発達遅れなどが報告されておりますので、当該海域においても十分な調査が必要ではないでしょうか」という御質問です。事業者の方、よろしくお願い致します。

○事業者 御指摘のとおり、底生生物等については知見が限られているということもございます。一方で、先生がおっしゃるような奇形とかというところまでモニタリングしていくというのは、大分長い時間、調査が必要となってきますので、そこについては、補足説明資料でも書かせていただいたとおり、地元の漁協とか水産試験場等と協力しながら把握していくことを検討したいと思います。

○顧問 という御回答ですが、先生、いかがでしょうか。取りあえず分かりましたということですね。ほかに先生、御質問ございますか。先生よりチャットです。「ほかにはございません」、了解です。

では、ほかの先生方、何か御質問ございましたら。ございませんか。

特にこれ以上質問はないということですので、2件目の案件についてはこれで質疑応答を終了したいと思います。事務局、お願いします。

○経済産業省 本日は、大変お忙しい中、顧問の先生におかれましては、御審査ありがとうございました。審査は予定していたものが全て終わりましたので、今日のところは終了いたします。

なお、事業者にありましては、御回答の中に評価書に向けて検討なり記載をするという回答が幾つもございましたので、どうぞ御対応よろしくお願いいたします。

本日の環境審査顧問会はこれにて閉会とさせていただきます。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486